

(公印省略)

分医発第859号

令和6年5月9日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河野幸治

大分県パートナーシップ宣誓制度にかかる医療機関での取扱いについて（依頼）

大分県では、多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現のため、大分県パートナーシップ宣誓制度を令和6年4月1日より開始しています。

医療面では、宣誓書受領証の医療同意欄等において、パートナーが家族と同様の取扱いとなるよう、既に大分県立病院他4市の公立病院でご対応いただいておりますが、各医療機関においてもご配慮願いたい旨、担当部長より別紙協力依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知の上、特に「病状等の説明、手術等への同意、看取り、ICU等での面会」等について、家族と同様の取扱いとなるよう、貴会会員への周知・協力方よろしくお願い申し上げます。

(公印省略)

人 尊 第 2 7 号
令 和 6 年 4 月 2 6 日

大分県医師会長 殿

大分県生活環境部長

大分県パートナーシップ宣誓制度にかかる医療機関での取扱いについて (依頼)

本県の医療行政、及び人権行政の推進について、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年4月1日から多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現のため、大分県パートナーシップ宣誓制度(以下、本制度)を開始しました。本制度は、同性パートナーなどが婚姻に準ずる関係であると宣誓したことを自治体が証明する制度であり、当事者の安心感の醸成や生活上の困りごとの解消につなげることを目的としています。

特に、当事者の困りごとのひとつとして、医療面は生活に不可欠な分野でありながら、面会や医療行為の同意など家族としての役割をパートナーが担えないことが報告されています。このため、本制度の趣旨をご理解いただき、宣誓書受領証(別添参照)の医療同意欄等を参考に下記事項等について、家族と同様の取扱いとなるようご配慮願います。

つきましては、貴会員の医療機関に対し、本制度の周知・運用についてご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- ・病状等の説明
- ・手術等への同意
- ・看取り
- ・ICU等での面会 等

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
担当：調整班 利光
TEL:097-506-3175

始めました！

大分県

パートナーシップ宣誓制度

2024年4月1日スタート

大分県では、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「大分県パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

パートナーシップ宣誓制度の開始にあわせ、性的マイノリティの方々の日常生活の困りごとの解消につながるための取り組みを行っていきます。



詳しくは大分県人権尊重・部落差別解消推進課HPまで

大分県パートナーシップ宣誓制度



宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

〈要件〉

- (1) 双方が成年に達していること
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること
- (3) 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと
- (4) 宣誓者同士が近親者でないこと
(パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)



宣誓の流れ

Web 宣誓も
できます！

宣誓の事前連絡



事前にネットまたはメールで連絡
→宣誓日時と方法を調整

宣誓書の提出



事前確認のため、必要書類を、県庁担当課に郵送または持参にて提出

宣誓(受領証の交付)



対面または、Web上で宣誓・本人確認
要件を満たしている場合は受領証を交付

※プライバシーは保護されますので、安心して連絡してください。

制度の概要

この制度は、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々が、人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、大分県として応援するものです。受領証を提示することで、県や県内市町村の行政サービス（公営住宅への入居、公立病院での手術同意等）を利用できるようになります。また、民間企業にもサービスの適用を働きかけていきます。

この制度の導入をきっかけに、性的マイノリティの方々の安心感の醸成や、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい社会づくりにつなげていきます。

※パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

〈お問合せ〉


大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1 TEL:097-506-3175 MAIL:a13710@pref.oita.lg.jp

宣誓書受領証 (見本)

表面

第 号

 **大分県パートナーシップ宣誓書受領証**

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
お互いの人生のパートナーであることを
お二人が宣誓されたことを証します。

宣誓者 (本人) 宣誓者 (パートナー)

● ● ● ● 様 ● ● ● ● 様

令和 年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 印

裏面

「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた皆様へ

このカードは人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを大分県として証するものです。受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。この制度を利用する方の性のあり方 (性的指向・ジェンダーアイデンティティ) やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないでください。

※通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

(本人) ● ● ● ● (パートナー) ● ● ● ●

※平常時及び緊急時において、以下のことに同意します。

1. 以下の者に対して病状説明をすること
2. 手術や治療方針の同意等を以下の者から取得すること

(パートナー氏名) _____ (本人自署欄) _____

【発行】 大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 TEL:097-506-3172 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

医療同意欄